

令和7年度「大江町冬の生活応援事業」

灯油等の購入費を助成します。

灯油等の価格が高騰しており、冬場の灯油代等の負担が大きくなることが懸念されます。このため、高齢者世帯等の経済的な負担を軽減するため、冬季の暖房用燃料費の一部を助成します。要件に該当する方は、必要な書類とともに申請してください。

☆ 対象となる世帯の要件 ☆

本町に住所を有し、現に居住している町民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する世帯。ただし、冬季間他所で暮らされる方、施設入所や長期入院等で1か月以上不在となる世帯や生活保護世帯は除きます。

- 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ひとり親世帯（令和7年度中に18歳に達する高校生等を含む。）
- 身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、公的年金各法の障害者等級1級相当、療育手帳Aの該当者がいる世帯

助成の内容

- **助成限度額は5,000円→10,000円に引き上げします。**

※国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、補助額を引き上げ事になりました。

- 申請内容を審査のうえ、後日、支援決定の可否を通知します。

採暖用として灯油を使用していない世帯にあっては、ガス代・薪炭代・電気代の領収書を添付していただいても申請できます。（※電気代で申請される場合は、通常使用時の電気代に係る領収書等も併せて添付してください。また、役場窓口にて「冬季暖房に要する電気代算出計算書」の記入をお願いします。）

申請書類及び提出先

- 裏面の「大江町冬の生活応援事業支援申請書」に必要事項を記入のうえ、灯油等を購入したことが分かる領収書【**令和7年10月1日～令和8年2月27日に購入したもの**】及び支援費振込先口座の通帳（申請者本人のもの）の写しを添えて役場健康福祉課又は地区担当の民生委員まで提出してください。※申請書は役場健康福祉課にも準備しております。

- 身体障害者等世帯の方は、手帳等の写しも添付してください。
- 令和7年1月2日以降に大江町へ転入された方は、転入前の町村より町民税非課税等が証明できる書類を添付してください。



申請期間 令和8年3月31日（火）まで～令和8年2月27日（金）

※国交付金の取り扱いにより3月中旬の支払完了する必要があるため申請期間の変更しますので、ご留意ください。



〔問合せ先 大江町健康福祉課 福祉係 電話62-2285〕